

# 高齢者に対する加入推進の基本方針

## 1 目的

岩手県農業共済組合（以下、「組合」という。）は、農業経営収入保険及び農業共済事業（以下、「農業保険事業」という。）の共済契約者等の保護の観点から、農業保険事業の加入推進の適正化を確保することを農業保険事業遂行の基本とする。

その一環として、高齢者に対する適切な加入推進に向け、農林水産省通知「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえて、組合員等や社会からの確固たる信頼を得られるよう、以下のとおり基本方針を定める。

## 2 高齢者の定義

組合において、高齢者を単に年齢で区分するのではなく農業従事者の平均年齢等の実態を勘案し、「会話がかみ合わなかったり、理解力不足の懸念があると思われる方」を高齢者として定義する。

## 3 高齢者に対する加入推進の取組

高齢者への農業保険事業の加入推進においては、高齢者の特性に配慮し、高齢者が理解しやすい言葉で質問し、理解度や判断力等を確認しながら十分に説明する。

なお、以下の取り組みにより、トラブルの未然防止・早期発見に努める。

- (1) 高齢者本人の希望や必要に応じ、加入推進時に親族等の同席を求める。
- (2) 複数の役職員等による加入推進を行う。
- (3) 高齢者が加入申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、必要に応じて、複数回の加入推進機会を設ける。
- (4) 加入推進を行った者以外の者が、加入申込みの受付後に加入者または、加入推進に同席した親族等に対し、意向に沿った補償内容等であることを、電話等により確認する。

## 4 加入推進内容の記録・保存に係る取組

高齢者に対する加入推進を行った時は、別紙「加入推進内容記録簿」により、その内容の記録、保存を行うものとする。

なお、保存期間については、推進者が適切に加入推進を行っているかの確認目的にとどまらず、後日、高齢者本人やその家族から、加入推進時の状況について質問等を受けた場合の確認に備え3か年とする。

## 5 加入承諾後のフォローアップに係る取組

高齢者に対する農業保険事業の加入推進の取り組みに加え、加入承諾後の契約内容に係るフォローアップを必要に応じて行う。

## 6 改正手続

この方針の改正は、必要の都度組合長が定めるものとする。

附則 この方針は、令和7年4月1日から施行する。